

家財保険をご契約いただくお客様へ



重要事項説明書-契約情報

2025年4月版

ご契約される前に、この「契約情報」を必ずお読みいただき、お申込み
くださいますようお願い申し上げます。本書面はご契約に関する全ての
内容を記載しているものではありません。



詳細については約款（ https://www.rescue-sonpo.jp/pdf/webkazai_yakkan.pdf ）をご参照
ください。

また、ご不明な点につきましては、代理店または弊社までお問合せください。

お客様にとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印を付けておりますので必ずご確
認ください。

① 商品の仕組み

この保険は、弊社が引き受ける居住用賃貸住宅向けの家財保険（愛称名：「みつけてよかつた家財保険」）です。

家財保険は、火災をはじめとする様々な事故（偶然な事故）により、保険の対象となる方（以下、「被保険者」といいます）が居住する住宅（※）に収容された家財が損害を受けた場合に保険金等をお支払いします。また、賠償責任保険は火災等の事故により、被保険者および被保険者と同居する方が住宅の貸主または他人に対して法律上の損害賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。

（※）以下、住宅とは、居住用賃貸住宅をいいます。

② 補償内容

「みつけてよかつた家財保険」の補償内容は次のとおりです。

■ 保険の目的（補償されるもの）

保険の目的は、居住する住宅および住宅と同一の敷地内にある物置・車庫（施設等によって第三者が侵入できない状態のものに限ります）に収容されている動産で被保険者および被保険者と同居する方が所有する「家財」です。

■ 保険の目的のお支払保険金の基準について（お支払いする保険金の額）

保険の目的である家財の損害、および持ち出し家財の損害は再調達価額（※1）基準の実損害額でお支払いします。ただし、貴金属等は時価額（※2）基準になります。

※1・・・損害が生じた時および場所における家財と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

※2・・・再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

■保険の目的に含まれないもの（補償されないもの）

以下のものは補償されない主なものです。

- ①自動車（自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます）。
- ②通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、乗車券等その他これらに類するもの。
- ③義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの。
- ④動物および植物等の生物。
- ⑤稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの。
- ⑥テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラムその他これらに準ずるもの。
- ⑦商品、製品、原材料および営業用の什器、備品、設備、装置その他これらに類するもの。
等

損害保険金等をお支払いする主な場合

損害保険金・費用保険金等をお支払いする主な事故は次のとおりです。

(1) 損害保険金

- ①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ ⑤風災・ひょう災・雪災※損害額が 20 万円以上となった場合
- ⑥建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊 ⑦騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為等 ⑧家財の盗難 ⑨通貨の盗難 ⑩預貯金証書の盗難 ⑪いたずら

(2) 持ち出し家財保険金

(3) 費用保険金

- ①臨時費用保険金 ②修理費用保険金 ③残存物清掃費用保険金

(4) その他

- ①損害防止費用

★損害保険金等をお支払いできない主な場合

以下の事由によって生じた損害に対しては損害保険金等をお支払いできません。

- ①契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ②家財もしくは持ち出し家財の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の者または被保険者と生計を共にする親族の故意
- ③家財または持ち出し家財の紛失または置き忘れ
- ④家財が屋外にある間に生じた盗難

※ただし、家財が住宅の軒下または団地等の野外の自転車置き場にある場合を除きます。

⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波

賠償責任保険金をお支払いする主な場合

賠償責任保険金をお支払いする主な事故は次のとおりです。

- ①火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水濡れにより住宅が損壊した場合で、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合
- ②日本国内において、被保険者の住宅の使用または管理に起因する偶然な事故または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物(被保険者が所有、使用または管理する財物は除く)に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合

★賠償責任保険金をお支払いできない主な場合

以下の事由によって生じた損害に対しては賠償責任保険金をお支払いできません。

- ①契約者や被保険者の故意 ②被保険者の心神喪失または指図 ③住宅の改築、増築、取りこわし等の工事 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤被保険者が、住宅を貸主に引き渡した後に発見された住宅の損壊に起因する損害賠償責任 ⑥被保険者と同居する者に対する損害賠償責任 ⑦被保険者の職務、業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑧被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊によって、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 等

被害事故法律相談費用保険金をお支払いする主な場合

被害事故法律相談費用保険金をお支払いする主な事故は次のとおりです。

被保険者が日本国内において不測かつ突発的な事故により被害を受けることによって、以下のいずれかにより、被保険者またはその法定相続人が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合

- ①被保険者が身体の障害を被ること ②被保険者所有の家財が損壊を被ること。

★被害事故法律相談費用保険金をお支払いできない主な場合

以下の事由によって生じた損害に対しては被害事故法律相談費用保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2) ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物

を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 ⑤④に規定した以外の放射線照射または放射線汚染 ⑥②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 ⑦被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ⑧被保険者が航空機、船舶・車両(注3)に搭乗中に生じた事故 ⑨被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑩被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑪被保険者に対する刑の執行 ⑫被保険者相互間の事故 ⑬家財の差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ⑭家財自体の欠陥。ただし、これによって身体の障害が生じた場合を除きます。 ⑮家財自体の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等 ⑯被保険者の職務遂行に直接起因する事故 ⑰もっぱら被保険者の職務の用に供される動産の損壊 (注1)保険契約者、被保険者 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。(注2)暴動 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。(注3)船舶・車両 原動力がもっぱら人力であるものおよびゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。

③ 主な特約とその概要

この保険で自動セットされる特約は、WEB家財保険特約、WEB賠償責任保険特約、被害事故法律相談費用特約です。また、法人特約を任意でセットすることができます。

④ 保険期間

この保険の期間は、1年間です。保険始期日の午前0時に始まり、保険始期日の1年後の同一日付の前日の24時に終わります。

⑤ 保険責任期間の始期と終期

(1) コンビニエンスストア払込の場合の契約締結には、①申込みの承諾、②保険料の払込み、が要件となり、保険責任期間は保険料払込日以降の日付で、保険料払込日時と「契約情報入力」画面の保険始期日の0時のどちらか遅いほうから始まり、保険始期日の1年後の同一の日付の前日24時に終わります。

(2) クレジットカード払込の場合、速やかにその申し出に対する承認を行い、承認日を保険料払込日とします。保険責任期間は保険料払込日以降の日付で、保険料払込日時と「契約情報入力」画面の保険始期日の0時のどちらか遅いほうから始まり、保険始期日の1年後の同一の日付の前日24時に終わります。

⑥ 保険料決定の仕組み

お客様は「申込みプラン確認」画面のプラン一覧から保険金額別プラン（保険金額は再調達価額で設定しております）をお決めください。お客様ご自身が自己の家財の価額を算出し、保険金額および保険料をご決定ください。契約しようとしている保険料は「申込みプラン確認」画面にてご確認ください。なお、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額は自己の家財の価額いっぱいを設定してください。契約の際、保険金額が自己の家財の価額を超えており、契約者、被保険者等が善意でかつ重大な過失がなかった場合には弊社に対する通知をもってその超過額部分について、取り消すことができます。また、契約後に保険の目的価額が著しく減少した場合は、弊社に対する通知をもって減少後の保険の目的の価額に至るまでの減額を請求することができます。

⑦ 保険料の払込方法

実際にお支払いいただく保険料は「申込みプラン確認」画面をご覧ください。保険料の払込期日は次のとおりです。

払込方法	払込手段			払込期日	支払保険料
一括払	クレジットカード払込 コンビニエンスストア払込	新規、 継続	一括払保険料	保険始期日	一括払 保険料
月払	クレジットカード払込	新規、 継続	初回保険料	保険始期日	月払保険料 1か月分
			第2回目以降 の保険料	上記の1ヶ月後 以降各月の 保険始期応当日	月払保険料 1か月分

保険料の払込方法・払込手段は、一括払（クレジットカード払込、コンビニエンスストア払込）、月払（クレジットカード払込）があります。

⑧ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

★（1）初回保険料の払込猶予期間内に払込みがなかった場合には、保険始期日に遡って保険契約は、ご契約の（全部または一部の）効力をその時以降失うこと（以下、「失効」といいます）とし、保険金をお支払いしません。

★（2）第2回目以降の保険料の払込猶予期間内に払込みがなかった場合には、保険料払込猶予期間満了日の翌日に保険契約は失効とし、それ以降に生じた事故については保険金をお支払いしません。

⑨ 満期返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金及び契約者配当金はありません。

⑩ 解約返戻金

払込方法が一括払の場合は保険期間のうち未経過であった期間に対し、解約返戻金をお支払いします。なお、払込方法が月払の場合、解約返戻金はありません。契約を解約する場合は、弊社マイページでお手続きください。契約の保険期間のうち既経過であった期間に対して保険料を請求する場合があります。

⑪ 保険の相談・苦情・連絡窓口および解約連絡窓口



【レスキュー損害保険株式会社お客様サポートセンター】

■ 03-6722-0293

■ supportmail@rescue-sonpo.jp

お客様へのお願い

被保険者が契約者と異なる契約を解約する場合、この書面の解約に関する事項を必ず被保険者にお伝えください。

⑫ クーリングオフ（契約申込みの撤回等について）

(1) 契約の申込み後であっても、申込みの撤回または契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます)を行うことができます。ただし、次の契約等の場合、クーリングオフはできませんのでご注意ください。

① 営業または事業のための契約

② 一般社団法人もしくは一般財団法人、特別の法律により設立された法人、法人でない社団もしくは財団で代表者もしくは管理人の定めのあるもの又は国もしくは地方公共団体が締結した契約

(2) クーリングオフをする場合は、クーリングオフの説明書を受領した日と保険契約申込日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内に弊社宛に必ず郵送またはメールにて行ってください。ただし、すでに保険金をお支払する事由が生じているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフのお申出をされた場合は、クーリングオフの効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。

(3) 郵送いただくハガキ、封書またはメールには、次の必要事項をご記入ください。

※契約を申込みされた代理店では、クーリングオフのお申出を受付けることはできません。

必要事項

① 契約をクーリングオフする旨の記載

② 契約を申込みされた方の住所、氏名（法人名）、連絡先電話番号

③ 契約を申込みされた保険の内容として、申込年月日・保険商品名（家財保険・賠償責任保

険)・証券番号

④ 契約を申込まれた代理店名

【郵送の場合の送付先】

■〒108-0073

東京都港区三田三丁目5番19号 住友不動産東京三田ガーデンタワー29階

■レスキュー損害保険株式会社 クーリングオフ係

【メールの場合の送付先】

■cooling-off@rescue-sonpo.jp

⑬ 被保険者について（範囲と制限）

★（1）範囲

みつけてよかった家財保険の被保険者はこの保険における住宅に居住する「契約情報入力」画面の被保険者氏名欄に入力の方（以下、「記名被保険者」といいます）およびその方と同居する方（以下、「無記名被保険者」といいます）をいいます。なお、無記名被保険者とはこのみつけてよかった家財保険における住宅を生活の本拠（※）とする方をいいます。

（※）生活の本拠とは、主に生活をしている場となっている住宅をいい、生活の場が複数ある場合には、最も長時間居住する住宅を指します。

★（2）制限

被保険者には次の制限がありますのでご注意ください。

この家財保険契約、賠償責任保険契約の無記名被保険者が保険の対象となる住宅に同居しなくなった場合、または保険の対象となる住宅を生活の本拠として居住しなくなった場合にはこの家財保険契約、賠償責任保険契約の被保険者の資格を喪失します。

⑭ 告知義務等

★（1）契約時に弊社が告知を求めたもの（告知事項）について、事実を告知する義務（告知義務）があります。告知した内容（「契約情報入力」画面の入力内容）が事実と異なる場合には保険金をお支払いできないことや、お客様に対する書面をもって契約を解除させていただくことがあります。なお、告知事項は以下のとおりです。

①契約者の氏名または名称 ②被保険者の氏名または名称 ③住宅の住所 ④住宅の用途 ⑤他の保険契約の有無

★（2）契約時に次のいずれかに該当する事実があったときは、ご契約のすべての効力が契約締結時から生じなかったものとして取扱うこと（以下、「無効」といいます）とします。

①契約者または被保険者が、弊社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき

事実がすでに発生していたことを知っていたとき。

②お客様が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき。

⑮ 通知義務等

★（１）契約後に次の変更等が生じる場合には、契約者または被保険者が遅滞なく弊社まで通知してください。通知がない場合、変更後に生じた事故については保険金をお支払いできないことや、お客様に対する書面をもって契約を解除させていただくことがあります。

①住宅の用途を変更した場合 ②家財を譲渡した場合 ③家財を他の場所に移転した場合
④家財を保険の目的とした他の保険契約を締結した場合 ⑤被保険者が転居した場合（賠償責任保険） ⑥その他告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合

★（２）お客様が保険証券等記載の住所または通知先を変更したときは、お客様は遅滞なく、その旨を弊社まで通知してください。

⑯ 特約の補償重複

★個人賠償責任保険の特約等の契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（家財保険以外の保険契約にセットされる特約や、例えば自動車保険の日常生活賠償特約や傷害保険の個人賠償責任特約等の弊社以外の保険契約を含みます）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されませんが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください（※）。

（※）１契約のみに特約をセットした場合、契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

⑰ 損害保険会社破綻時の取扱い

万一弊社が経営破綻した場合、「損害保険契約者保護機構」による資金援助が行われます。

⑱ 契約時および契約後にご注意いただきたいこと

★（１）他の保険契約がある場合、他の保険契約から保険金が支払われていないときは、この保険契約の支払責任額をお支払いします。また、他の保険契約から保険金が支払われたときは、この保険契約の支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額をお支払いします。ただし、この保険契約の支払限度額を限度とします。

- (2) 保険証券は契約後に弊社から電磁的方法で契約者にご案内します。
- (3) 弊社から契約者へご案内する際の手段として、SMS を利用する場合があります。

⑱ 事故が起こったときの手続きおよび注意点

(1) ご契約いただいた保険契約で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく弊社までご連絡ください。事故の届出が遅れますと、保険金のお支払いが遅れる場合があります。

(2) 火災等の事故の場合は、損害のあったことの確認が必要となりますので、焼けたもの等を弊社の調査前に処分しないでください。

(3) 賠償責任にかかわる事故が発生した場合は、必ず弊社に相談の上、示談交渉を行ってください。弊社の承認がないまま被害者に対し損害賠償責任を承認された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

(4) 被保険者等が保険金を請求する場合は弊社が求める次の書類をご提出いただきます。

①保険金の請求書 ②損害見積書 ③家財の盗難による損害の場合は所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類 ④他の保険契約の有無および内容を確認するための書類

★(5) 法人等契約の被保険者に関する特約を付帯している場合等、無記名被保険者の保険金請求の場合には次の内容を確認させていただきます。

①記名被保険者と生活の本拠として同居しているかどうか

②契約者（法人等）に対し、被保険者とその法人の役員または使用人であること、および保険の対象となる住宅に居住しているかどうか

(6) 保険金請求について時効(3年)がありますので、ご注意ください。

■事故受付専用ダイヤル：0120-123-030（フリーダイヤル） 【受付時間 24 時間 365 日】

⑳ 契約の更新（契約の継続）

★(1) 弊社は、この保険契約の満了する日の 60 日前までに契約者に継続案内書を電磁的方法により通知します。

★(2) この保険契約の満了する 30 日前までに、継続案内書の記載内容に変更がある場合は弊社に電磁的方法により通知してください。

(3) この保険契約の満了する日の前日までに、契約者から保険契約を継続しない旨の申し出がない限り、この保険契約の満了日に、継続案内書に記載された契約内容で継続されるものとします。

(4) 保険契約が継続された時は、弊社は継続証を発行します。

★(5) 弊社は、収支予測その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、次の①②を行う場合があります。この場合は、継続案内書で予め契約者へお知らせします。

①保険契約の継続時に、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあること

②この保険商品が不採算となり、継続契約の引受けが困難となった場合には継続を引受

けないことがあること

⑳ 指定紛争解決機関について

弊社は、お客様からお申し出いただいた苦情等については、解決に向けて真摯な対応に努めます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本損害保険協会が運営し、弊社が契約する指定紛争解決機関「そんぽADRセンター」をご利用いただくことができます。

【一般社団法人日本損害保険協会】

- そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）
- TEL（ナビダイヤル）：0570-022808
- 受付時間：9:15～17:00
- 受付日：月曜日から金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く）
- 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
- <https://www.sonpo.or.jp/index.html>

㉑ 個人情報のお取り扱いについて

弊社は、プライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

(1) 個人情報の取得・利用

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得・利用いたします。

(2) お客様に関する情報の利用目的について

お客様からご提供いただいた個人情報は、保険業の健全な運営とお客様に対するサービスの提供のため、次の目的達成に必要な範囲内で利用いたします。

- ① 保険契約の引受、管理
- ② 適正な保険金の支払い
- ③ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求 等

(3) お客様に関する情報の外部への提供について

弊社は、個人情報について、利用目的の達成に必要な範囲内で以下の場合に第三者に提供することがあります。

- ① 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）に提供する場合
- ② 適正な保険金支払のために保険事故の関係者（修理業者、保険事故の当事者等）に提供する場合
- ③ 再保険の手続きをするために再保険会社（外国を含む）に提供する場合 等

弊社の個人情報の取扱いに関する詳細、外国にある第三者への個人データ提供、商品・サービスについては弊社ホームページをご覧ください。以下のお問合せ窓口までお問

い合わせください。

【保険会社への相談・苦情・連絡窓口】

■住所：東京都港区三田三丁目5番19号 住友不動産東京三田ガーデンタワー29階

■担当部署：レスキュー損害保険株式会社 業務部

■03-6722-0293

■supportmail@rescue-sonpo.jp

②③ 代理店の権限

弊社の取扱代理店は、弊社との代理店委託契約に基づき、保険契約の媒介を行っており、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約の申込みに対して弊社が承諾したときに有効に成立します。

RB06-000 2024.05